

お知らせ「小国町の商工業等活性化事業」

本年度も下記のとおり商工業等活性化事業が実施されます。

事業名 「小国町商店街空き家対策事業」

内 容 商店街の空き店舗等を活用することで人が回遊する空間をつくる。
個人・法人の進出を支援するため予算の範囲内で家賃を補助する。
審査は商工会で実施する。(上半期：9月審査・下半期：3月審査)
**※昨年認定を受けた事業所の方も営業状況の確認を含め再度
申請手続きが必要となります**
※出店後(賃貸契約後)3年を経過していない事業所、また、町内に支店等
を作り家賃が発生する場合も該当する場合がございますのでご相談ください

予 算 予算の範囲内とする

補助内容 家賃の1/2補助で上限50,000円とする

募集締切 上半期(平成28年4月～9月分)平成28年9月9日(金)

下半期(平成28年10月～平成29年3月分)平成29年2月28日(火)

※上半期に申請された方は下半期の申請は必要ありません

事業名 「小国町創業支援事業」

内 容 小国町で商工業を創業する場合に補助を行う。要件としては、1年以上の
開業と申告を行うこと。小国町に住民票を移し、生活の拠点となること。

予 算 予算の範囲内とする

補助内容 総創業資金が250万円以上とし一律30万円を補助する

募集締切 平成29年2月28日(火)

事業名 「小国町商工業振興対策設備資金利子補給」

対 象 者 町内に1年以上在住して独立して商工業を営む個人または法人

対象資金 事業場及び店舗施設の拡充、新設又は機械器具、車輛(普通乗用車不可)
等の新規購入に要するもの。(車輛は、車体の前後左右に会社名電話番号がペイントされていること。)

内 容 補給の対象となる融資最高限度額は500万円で利子補給率は年2%以内
補給の期間は5年間を限度

募集締切 平成28年9月9日(金)

※申請を希望される方は小国町商工会にお問い合わせください。
(必要書類の説明をいたします)

小国町商工会

住所：小国町宮原 1754-14・TEL：46-3621